

鍼灸(あん摩マッサージ)施術を受けられた方へ

申請方法

- ①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- ②施術者等に施術内容等の証明を受けます。(療養費支給申請書内に記載)
- ③以下の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

あはき療養費支給申請に必要となる書類等

□『療養費支給申請書』(施術所等で交付されます)

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。また、「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者(被保険者)」が記入をします。

なお、当健保組合は申請者(被保険者)以外の口座に給付金を支払いませんので委任欄は記入しないでください。

□『領収書原本』(全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの)

□『医師の施術同意書(原本)』

※初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。

また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

□『施術報告書(写し)』(平成31年4月施術分より)

※施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

□『往療状況確認書』

※往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

用紙は当健保組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

□『鍼灸(あん摩マッサージ)施術を受けられた方へ』

※初検料徴収月(初めて申請)時に添付をしてください。

用紙は当健保組合ホームページからダウンロードして頂くか、お電話でご請求ください。

その他注意事項

※暦月ごとに申請してください

※当健保組合において審査のうえ、支給決定を行います。

※医療機関との併用確認等のため、支給はおおよそ施術月より4~5ヶ月後となります